

課題別の体系

自らの力を磨き高めるために

生涯学習の基盤を培うために

家庭教育の支援
子育て支援
学校教育の充実
学社連携・学社融合の推進
青少年の健全育成
心が通う地域づくり

人、自然、地域社会とのかかわりを見つめ直す

人権文化の構築
男女共同参画社会の実現
豊かな長寿社会の実現
障害のある市民の社会参加と自立の支援
国際化の進展への対応
情報化の進展への対応
環境の保全とまちづくり
健康・安全な暮らしづくり

生活にうるおいをもたらす

文化・芸術活動の振興
スポーツ活動の振興
観光・レクリエーション活動の振興
ボランティア活動の振興

1 生涯学習の基盤を培うために

生涯学習という自発的な営みが、市民一人一人のライフステージの中で自然に芽生える環境整備を進めます。とりわけ、次代を担う子どもたちが、自立して社会の発展に主体的に寄与する力を培うことができるよう、学校・家庭・地域の連携により、それぞれの教育力の向上を支援します。

■家庭教育の支援

家庭は、人間形成を行う最初の間であるとともに、しつけや社会規範、善悪の判断など、人間としての基礎的な資質や能力を養う場であり、すべての教育の原点となるものです。市

民の本棚としての図書館機能の向上や、学校・家庭・地域の架け橋として積極的に活動するPTAを通じた支援、家庭教育学級等の充実、親子参加型学習プログラムの開発・提供に努めます。

■子育て支援

少子化・核家族化などが進む現代社会において、子どもを安心して産み、育て、子育てに夢とゆとりが持てるような学習機会の提供や相談体制の充実に取り組みます。

また、京都市児童育成計画※55と連携した取組や、子育て支援総合センターこどもみらい館での各種子育て支援機能の充実、保育所・児童館・幼稚園における子育てに関する情報提供の充実を進めます。

■学校教育の充実

平成14(2002)年度から実施される完全学校週5日制の下で、各学校がゆとりの中で特色ある教育を展開し、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を培うことをねらいとした新学習指導要領が実施され、地域と一体となった体験的な学習や問題解決的な学習の推進がより重要となります。地域活動に主体的にかかわる子どもたちの育成や地域と協力して子どもたちに多彩な体験的活動の場を提供する取組の充実、環境問題や伝統産業の理解促進、ボランティア意識の向上を図る取組の推進に努めます。

■学社連携・学社融合の推進

学校教育と社会教育が、それぞれの役割分担を前提とした上で、お互いに補完しながら教育活動を進める学社連携の取組や、両者の要素を重ね合わせ、一体となって教育に当たる学社融合の取組が重要となっています。学校・家庭・地域が連携した人づくり21世紀委員会の取組の充実をはじめ、学校の余裕教室や特別教室の機能を地域の生涯学習や福祉活動に活用する学校開放事業の推進、さらには社会教育関係団体等と連携した取組や学校教育活動を支援する取組の充実を努めます。

また、高校進学率が97%に達し、さらに高校卒業者のほぼ半数が進学しており、専門学校も含めれば3人に2人が高等教育を受けている実態を踏まえ、残された課題や今日的な課題に即応できる社会教育の展開に努めます。

■青少年の健全育成

いじめ根絶やたくましく思いやりのある子どもたちの育成など今日の青少年を取りまく諸課題の解決に向けて、青少年健全育成団体や地域団体と学校・家庭が一体となった取組や人づくりの伝統の中で不易の価値観をもとに、明日の京都を担う青年層の創造的で主体的な様々な活動に対する支援が求められています。

京都市青少年育成計画、次期計画※56と連携した取組の推進や地域での子ども育成を目的とした地域生徒指導連絡協議会の活動支援に努めるとともに、PTAフェスティバル、KYOTO 青年元気まつりの開催支援をはじめ、青少年施設の運営、スポーツ活動の活性化と活動の場の確保、さらにはHIVをはじめとする性感染症予防、薬物乱用防止などの啓発事業の充実を図ります。

■心が通う地域づくり

世代を超えたふれあい学習を進める中で、新しい地域コミュニティが芽生えるよう、主体的にコミュニティづくりに取り組む地域の人材育成や活発なサークル活動を支援します。

学校ふれあいサロンを活用した交流機会を拡充するとともに、校庭開放による市民スポーツの振興やふれあい事業の実施、さらには隣保館での住民の自主的な学習活動への支援と住民交流の促進に努めます。

また、「市民活動支援センター※57」の整備を進め、地域コミュニティの活性化につながる広範な市民活動を振興します。

※57) 市民活動支援センター

平成15年度にオープン予定の市民活動支援施設。福祉、環境、国際交流、青少年等の各分野と連携を図りながら、ボランティア団体、NPO等による広範かつ多様な市民活動を総合的に支援する。また、市民にボランティアやNPO（非営利民間組織）に関する情報提供等を行う窓口としての役割も担う。複合施設「社会福祉・市民活動総合センター」の一つ。

第2部

※58) エンパワーメント

元来、自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもった存在となることを意味する言葉。最近では「市民力」や単に「力をつけること」として用いられることも多い。

※59) <別掲41ページ>

※60) 世界人権問題研究センター

京都市、京都府、商工会議所を設立母体とする財団法人。人権問題について、世界的視野に立った総合的な調査、研究を行い、研究機関や研究者との連携・交流を推進し、国内外にわたる人権問題に関する学術研究の振興に寄与することを目的に、平成6年11月に設立。

※61) ~ ※63) <別掲 41ページ>

※64) ゴールデンエイジア카데미

京都市生涯学習総合センター(京都アスニー)において昭和56年から実施している、60歳以上の方を対象とした歴史、文学、美術、趣味、科学等に関する教養講座。

※65) ~ ※68) <別掲 41ページ>

※69) 外国文化センター

主に各国の外国語講座や講演会、音楽会、展示会等の文化的行事、留学案内を実施するなど、各国との交流促進、文化の普及を目的とした活動を行っている。京都市内には「イタリア文化会館京都支部」「関西ドイツ文化センター(京都)」「関西日仏学館」「ブリティッシュ・カウンシル」がある。

2 人、自然、地域社会とのかかわりを見つめ直す

生涯学習を通じて、自らの課題や地域の課題を自らの手で解決する力を高めること(エンパワーメント^{※58)})は、21世紀を生きるために極めて重要です。

個人の生きがいづくりにとどまらず、他の人や自然とともに生きるために学ぶ、人生や地域社会を創造するために学ぶという新しい段階の生涯学習施策を積極的に推進します。

■人権文化の構築

人権問題は、市民のくらしやまちの中に人権を尊重する考え方や態度が根付き、日常の行動の規範となる「人権文化」が築かれることにより、その解決が図られるものです。

人権尊重の国際的潮流を踏まえ、人権教育のための国連10年京都市行動計画^{※59)}の実現に向け「世界人権問題研究センター^{※60)}」の施設整備、人権意識の高揚に向けた取組や学習段階に対応した取組の推進に努め、市民とともに人権尊重のまちづくりを進めます。

■男女共同参画社会の実現

社会的・文化的に形成された性差(ジェンダー)など女性の社会進出を阻む多様な課題に対応し、男女共同参画社会を実現するための生涯学習が必要です。

第2次京都市女性行動計画、第3次計画^{※61)}と連携し、男女平等を基本とする教育・啓発活動を推進するとともに、女性総合センターでの学習機会・情報提供・相談機能の充実に努め、女性を主体として温かな交流のある地域社会の構築をめざした取組や女性と男性が互いにその人権を尊重し、対等な立場で様々な分野に参画し、喜びも責任も分かちあえる環境整備を進めます。

■豊かな長寿社会の実現

生涯学習を通して高齢者が生きがいを持って暮らせる生活環境を積極的に整備するとともに、高齢者自身が自らの意欲と能力を発揮し、これまでの経験を生かし、社会の一員としていきいきと活動することができる条件整備が必要です。

京都市高齢社会対策推進計画^{※62)}や第2次京都市高齢者保健福祉計画^{※63)}と連携した取組の推進に努めるとともに、市民すこやかセンターの整備を進めます。また、ゴールデンエイジア카데미^{※64)}など高齢者を対象とした学習機会の充実、地域や学校において地域の高齢者や子どもたちが交流して学びあう機会の創出、高齢者の教育や福祉に関する機関・団体との連携の強化に努めます。

■障害のある市民の社会参加と自立の支援

すべての人が、等しく参加し、支えあって生きていくノーマライゼーション社会の構築には、障害のある市民の学習機会の充実、バリアフリーの推進など参加できる条件整備とともに障害についての幅広い教育・啓発活動が必要です。

国際障害者年第2次京都市行動計画^{※65)}、京都市障害者いきいきプラン^{※66)}、京都市こころのふれあいプラン^{※67)}等と連携した取組を進めます。

■国際化の進展への対応

移動手段の発達や情報通信技術(I T)革命の進展によって国際社会における人・もの・情報の流れはその速度と密度を増してきています。そうした国際社会をともに生きるためには、国籍や民族、文化などの違いを認めあい、ともに生きることの大切さを認識する内なる国際化に向けた教育・啓発活動の推進、自国の歴史と文化を尊重する態度を身に付ける学習機会の充実が不可欠です。

京都市国際化推進大綱^{※68)}と連携した取組の推進をはじめ、地域住民と留学生が参加しやすい国際交流事業の推進、市民・民間団体や外国文化センター^{※69)}等との連携による多彩な交流機会の創出、国際交流会館の施設機能の充実などに努めます。

■情報化の進展への対応

高度情報通信社会では人々の活動が広域化し、自ら情報の発信者ともなれますが、一方で大量にあふれる情報を適切に処理し、主体的に選択し、活用していく能力を培うことが重要です。

高度情報化推進のための京都市行動計画、次期計画^{*70}と連携した取組の推進、高度情報化に対応した情報提供や学習機会の充実、生涯学習関係団体の情報へのリンクを積極的に進めるとともに、誰もが情報通信技術（ＩＴ）を身に付けられる講習を幅広く展開します。

■環境の保全とまちづくり

豊かな自然環境や快適な都市空間の確保に向けて、自分たちの課題を自分たちで学び、実践へと深めることができるよう支援します。

京（みやこ）のアジェンダ21^{*71}や新京都市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画^{*72}、新京都市ごみ減量・リサイクル行動計画^{*73}、京都市緑の基本計画^{*74}と連携した取組の推進に努めるとともに「環境学習・エコロジーセンター」の整備、「総合地球環境学研究所^{*75}」（国立）の整備を支援します。また、京町家再生プラン^{*76}等と連携した取組の推進、「（財）京都市景観・まちづくりセンター^{*77}」と連携したまちづくりの促進に努めます。

■健康・安全な暮らしづくり

心身ともに健やかで快適な暮らしを築く基盤となる健康づくりや災害・緊急用の対応力を培うことが市民生活には欠かせません。必要な知識や技術を身に付けられるよう学習機会を充実し、健康で安全な暮らしづくりを支援するとともに、ヘルスプロモーション^{*78}の視点から市民の健康づくり運動を推進し、すべての市民が生涯にわたって健康の保持増進に主体的に取り組めるよう努めます。

京都市保健医療計画^{*79}や市民健康づくりプラン^{*80}、京都市地域防災計画^{*81}、京都市生活安全基本計画^{*82}等と連携した取組の推進に努めるほか、市民防災センターや健康増進センターにおける事業の充実を図り、さらには、「子ども事故防止センター^{*83}」の開設などを進めます。

第2章

※70) ～※74) <別掲 41／42ページ>

※75)「総合地球環境学研究所」

地球環境問題の解決に向けて、既存の学問分野の枠組みを越えた総合的視点に立つ地球環境学の構築をめざす問題解決型の大学共同利用機関。

※76) <別掲42ページ>

※77)（財）京都市景観・まちづくりセンター

市民の自主的な景観・まちづくり活動と行政施策の円滑な執行を支援し、住民・企業・行政の協働による“パートナーシップ型のまちづくり”を進めるための橋渡し役となる第三者機関として、平成9年10月1日に設立し、啓発・情報提供、相談、学習・研修、活動支援、交流促進、研究・開発などの各種事業を実施。なお、複合施設「社会福祉・市民活動総合センター」内に活動拠点を開設の予定。

※78) ヘルスプロモーション

「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセスである」と定義され、健康は生きる目的ではなく、より質の高い生活のための資源であること、単なる肉体的な能力以上の積極的な概念である。世界保健機関（WHO）のオタワ憲章（1986年）に提言され、「健康を支援するための環境づくり」「個人技術の強化」「地域活動の強化」なども含む包括的な概念である。

※79) ～※82) <別掲 42ページ>

※83) 子ども事故防止センター

子どもの事故情報の収集や広報・普及活動の推進を図ることにより、子どもたちの不慮の事故を防ぐための拠点となる施設。

※84) ～※87・89) <別掲 42ページ>

※88) 環境にやさしい新しい観光・エコツーリズム都市づくり

多様化する観光客のニーズに対応して、環境学習の施設や自然とのふれあいを体験できる地域などをつなぐ観光コースの開発、徒歩や自転車による観光、使い捨て用品の削減など宿泊施設における環境への配慮の促進などにより、環境を大切にしたい旅(エコツーリズム)の視点から進める新しい観光都市づくり。

「生きることは学ぶこと」とも言われるように、日常生活そのものを生涯学習ととらえることも可能です。平成2年の中央教育審議会答申では「生涯学習は、学校や社会の中で意図的・組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われる」と述べ、その多面性を指摘しています。

生涯を通じた市民活動である文化活動やスポーツ活動、ボランティア活動などの振興を通じ、生涯学習の幅を広げ、個々人の生きがいづくりを応援します。

■文化・芸術活動の振興

文化・芸術活動は、生活にうるおいをもたらす、新たな交流を生み出します。

京都市芸術文化振興計画^{*84}と連携した取組を推進し、京都の質の高い文化・芸術に気軽に触れ、新しい発見へとつながる機会を充実するとともに、市立芸術大学の市民対象講座や芸術センターにおける芸術家の育成と活動・交流の場の提供、コンサートホールや地域文化会館等での文化活動を積極的に展開します。

また、文化財の公開と講座・講演会の充実、博物館・美術館が市民や来館者にさらに親しまれる取組を進めます。

■スポーツ活動の振興

健康を増進するスポーツは、知育・徳育・体育という人間形成に大きな影響を及ぼすものの一つです。京都市市民スポーツ振興計画^{*85}と連携した取組の推進や西京極総合運動公園、地域体育館の整備、障害者スポーツセンターの充実に努めるとともに、学校体育施設の開放や学区民体育祭などの開催を積極的に支援します。また、ニュースポーツの普及など、世代を超えてともに楽しめるスポーツ活動の振興に努めます。

■観光・レクリエーション活動の振興

京都の豊富な観光資源は、市民の貴重な生涯学習資源でもあります。また、余暇活動も生涯学習につながる要素を多く持っています。新しい観光スポットやレクリエーション活動を発掘・紹介し、生涯学習に彩りと豊かさを持たせます。

とりわけ、京都市観光振興推進計画^{*86}と連携した取組を進め、一年を通してにぎわいのある観光振興を図る「ほんものによる通年型観光の推進」や、それぞれの地域の個性を生かし、歩いて楽しむことができる「界わい観光の振興」を展開します。また、京都市農林行政基本方針^{*87}との連携や環境にやさしい新しい観光・エコツーリズム都市づくり^{*88}、地域の文化や環境を活用する地域まるごと博物館（エコミュージアム）づくりなどを進めます。

■ボランティア活動の振興

ボランティア活動は、個々人に生きがいや充実感をもたらすものでもあり、ボランティア活動に取り組む市民の数も増えています。このボランティア活動は、それ自体が生涯学習を行う場であり、同時に、これまでの学習の成果を生かし、深めるのにふさわしい場の一つです。ボランティア精神に満ちた一人一人の市民やグループが、実際に活動しやすいように、京都市福祉ボランティア振興計画^{*89}と連携した取組を推進し、「ボランティアセンター」、「市民活動支援センター」の整備を進めるとともに、広範な情報提供、多種多様な活動プログラムの開発支援に努めます。

用語解説別掲

※55) 京都市児童育成計画

保健福祉局

少子化の進行、家族の変容等、社会環境が変化中、すべての子どもたちが、伸び伸びと健やかに成長し、また、市民にとっても、“京都にすみ、子育てをして良かった。”と実感できる「子育て支援都市・京都」を実現するため、子どもと家庭に対する支援施策を網羅した総合的な計画。平成9年1月策定。

※56) 京都市青少年育成計画、次期計画

文化市民局

青少年の社会的成長を援助していくため、青少年の立場に立った育成の理念と施策の方向性を、新しいコース・サービスの展開としてまとめた計画。平成5年6月策定し、平成13年度に改定予定。

※59) 人権教育のための国連10年京都市行動計画

文化市民局

国連総会において平成7年から16年までの10年を「人権教育のための国連10年」と決議されたことなどから、本市において、日々の暮らしの中に人権を大切に、尊重しあう習慣が根付いた「人権文化」が築かれることをめざした取組を総合的に推進し、人権問題の解決を図るための計画。平成11年3月策定。

※61) 第2次京都市女性行動計画、第3次計画

文化市民局

女性問題の解決と男女共同参画社会の実現に向けて、本市が取り組む施策の基本方向と具体的な施策内容を明らかにした計画。昭和57年に策定された「婦人問題解決のための京都市行動計画」の期間が終了したのを受けて、平成4年3月に策定（平成9年3月に一部改定）。第3次計画を平成13年度末までに策定の予定。

※62) 京都市高齢社会対策推進計画

保健福祉局

21世紀を見据え、人生80年時代にふさわしい社会システムを築いて「健やかに年を加える暮らしづくり」の実現をめざして策定された高齢者部門の総合計画。平成4年10月策定。

※63) 第2次京都市高齢者保健福祉計画

保健福祉局

高齢者がいつまでも健康で、住み慣れた地域社会で安心して暮らせるよう、地域における高齢者を対象とする保健医療サービス及び福祉サービス全般にわたる供給体制の確保等について定めた計画。平成12年2月策定。

※65) 国際障害者年第2次京都市行動計画

保健福祉局

「京都市健康都市構想」を重要な視点とし、昭和58年1月に策定された第1次行動計画の理念を継承・発展させた計画であり、ノーマライゼーションの早期実現を目指したものの。平成4年10月策定。

※66) 京都市障害者いきいきプラン

保健福祉局

「国際障害者年第2次京都市行動計画」の後半期に向けて、障害者福祉施策の一層の充実と計画的な整備の推進を図るため、重点的に展開すべき施策内容を明確にし、緊急に整備が必要とされる施策の当面の数値目標を設定し、行動計画の目標を着実に達成するための「重点施策実施計画」として平成10年4月に策定。

※67) 京都市こころのふれあいプラン

保健福祉局

京都市の精神障害者計画であり、「国際障害者年第2次京都市行動計画」の部門計画として、本市の精神障害者に対する保健福祉施策の一層の充実と計画的な事業の推進を図るとともに、市民のこころの健康の保持増進を図ることを目的に平成11年3月に策定。

※68) 京都市国際化推進大綱

総務局

「共に生きる社会」の構築、「世界の平和と繁栄」への貢献、「文化首都・京都の再生と創造」を理念とし、日本人市民にとっても、外国籍市民にとっても、外国からの訪問者にとっても、いきいきと生活でき、訪れて楽しく、活発で自由な交流ができる「共楽」のまちの実現をめざしている。平成9年11月策定。

※70) 新・高度情報化推進のための京都市行動計画

総合企画局

平成9年5月に策定した、高度情報化推進のための京都市行動計画を引きつぎ、情報通信技術（IT）を活用することにより、市民の利便性を向上させる電子市役所の確立と地域情報化の推進を図るための計画。平成13年3月策定予定。計画期間＝平成13年4月～平成16年3月。

※71) 京（みやこ）のアジェンダ21

環境局

地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出量を平成22年までに平成2年レベルの90%以下に抑制することを目標とする、市民・事業者・行政の参加と協議で策定した環境と共生する持続型社会づくりの行動計画。平成9年10月策定。

※72) 新京都市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画～京（みやこ）・めぐるプラン～

環境局

市民・事業者とのパートナーシップに基づくごみ減量とリサイクルの促進に向けて策定した計画。総量抑制的発想に基づき、平成22年度に本市が処理するごみ量を、平成9年度レベルから15%削減するという積極的目標を掲げている。平成11年6月策定。

※73) 新京都市ごみ減量・リサイクル行動計画～京（みやこ）・めぐるアクションプラン～ 環境局

本市廃棄物行政の基本指針となる「京（みやこ）・めぐるプラン」に基づき、具体的にごみ減量を実践していくための行動計画として策定した計画。本市のめざす環境共生型都市の実現のため、市民・事業者・行政のそれぞれの具体的な取組例や本市の取組スケジュールを明らかにしている。平成11年8月策定。

※74) 京都市緑の基本計画 建設局

今ある緑を大切に守りながら、新しい緑を増やしていくためのまちの緑についての総合的な長期計画（目標年次平成37年）。平成11年2月策定。

※76) 京町家再生プラン 都市計画局

京町家の現代的な役割を評価し、保全・再生を促進することにより、個性ある京都のくらしやまちづくりを継承・発展させる支援策。京町家が抱える様々な問題を解決するため、「ひと」「たてもの」「まち」の3つの分野、21項目を掲げた「京町家アクションプラン21」を策定。

※79) 京都市保健医療計画 保健福祉局

「京都市健康都市構想」の理念をもとに、「新京都市基本計画」の部門別計画（「保健医療と福祉」）を推進するための、本市の保健医療に関する基本計画。平成5年4月策定。

※80) 市民健康づくりプラン 保健福祉局

国が進めている21世紀における国民の健康づくり運動「健康日本21」の趣旨を踏まえ、壮年期死亡の減少や、寝たきりや痴ほうにならずに生活できる期間（健康寿命）の延伸を目的とし、生活習慣上の危険因子など指標となる具体的な目標を定めて、その目標を達成するための諸施策を体系化した「市民健康づくりプラン」を平成13年度に策定。

※81) 京都市地域防災計画 消防局

大規模な地震災害、風水害、大規模火災、事故等に対応するため、災害対策基本法に基づき京都市防災会議が昭和38年3月に作成し、以降年度ごとに改定を行っている。本市の地域におけるこれら災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧計画並びに警戒宣言の発令に伴う対応計画に関する事項を定めている。

※82) 京都市生活安全基本計画 文化市民局

京都市生活安全条例（平成11年4月施行）に基づき、生活安全施策を総合的かつ計画的に推進するための柱となる計画。地域社会を取り巻く今日の状況を踏まえ、本市の責務、事業者の責務、市民の責務を明らかにし、だれもが安心してくらするまちの実現をめざしている。平成12年8月策定。

※84) 京都市芸術文化振興計画 文化市民局

京都が世界の芸術文化活動の拠点としての役割を担うとともに、芸術文化活動をより市民生活に根差したものとすることを目標に、芸術家、市民、企業、行政が一体となり、京都をあげての取組として進めていくことをめざしている。平成8年6月策定。

※85) 京都市市民スポーツ振興計画 文化市民局

京都市のスポーツ振興施策の到達点や市民の自主的なスポーツ活動の現状等を踏まえ、21世紀における市民スポーツの総合的、かつ計画的な振興を図るため、2010年度を目標年度とした新しい振興計画。平成12年度策定。

※86) 京都市観光振興推進計画 産業観光局

年間入洛観光客5千万人の目標達成に向けた具体的な事業・施策を戦略的に展開するため、すべての行政分野に観光の視点を取り入れた総合的な観光振興策。平成13年1月策定。

※87) 京都市農林行政基本方針 産業観光局

「食料・農業・農村基本法」の成立、「森林法」の改正等農林業を取り巻く環境は大きな転換点を迎えており、食料生産等本来の機能に加え、その多面的機能を積極的に評価した新しい農林業を推進するため、新たな基本方針として、現在策定中。

※89) 京都市福祉ボランティア振興計画 保健福祉局

「ボランティア文化を創造し、発信するまち・京都」の実現を目的とした福祉ボランティア活動を振興するための基本的かつ総合的な計画。平成9年1月策定。